

## 軍学共同反対連絡会

## News Letter

2025.12.28

No. 108

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp>

## 今年度 安全保障技術研究推進制度 採択 11 大学への 公開質問書

日本大・北海道大・東北大・熊本大・九州大・東京科学大  
大阪公立大・北里大・北見工業大・京都工芸繊維大・芝浦工業大

## 《公開質問書》

2025 年 12 月 25 日 軍学共同反対連絡会

共同代表 赤井 純治 (新潟大学名誉教授)

大野 義一郎 (北海道雄武町国民健康保険病院副院長)

多羅尾 光徳 (東京農工大学准教授)

私たちは、軍学共同に反対する取り組みを行っている市民団体です。

大学は教育と学問研究の場であり、その目的は広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、真理の探究、人類の平和と幸福の増進に貢献することにあります。したがって人類の平和と幸福を破壊する最悪の行為である戦争に大学が協力することは大学の目的からして、また歴史の反省からして、絶対にあってはならないことです。

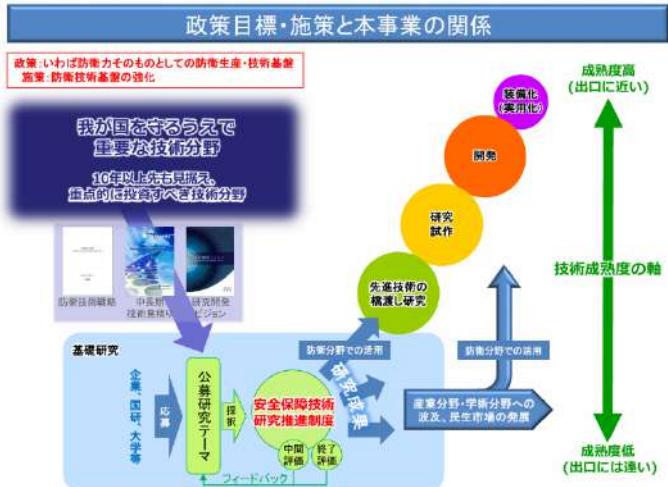
日本学術会議の 1950 年、および 1967 年声明は憲法により戦争を放棄した日本の科学者の誓いとして軍事研究を絶対行わないことを宣言したので、2017 年声明もそれを継承しています。

それに対して防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度は、今年度の公募要領 p.43 に「国家安全保障戦略」に基づき「防衛分野での将来における研究開発に資することを期待し、先進的な基礎研究を公募する」と明確に書かれており、「広く民生分野においても活用できる」と言いつつも軍事転用を目指すものです。

防衛装備庁は上記の文章を公募要領の最後に目立たないように記し、「研究成果が広く民生分野においても活用され、あるいは学術的な研究が深められ、更に科学的・技術的に発展していくことを

期待している」(p.6) と述べていますが欺瞞的と言わざるをえません。そもそも防衛費を防衛と関係ない研究に用いることは目的外使用で許されないはずです。令和 5 年度防衛省公開プロセス<sup>(注)</sup>でも有識者は「事業目的は、防衛分野での将来の研究開発に資することあるのだから、民生技術の発掘・育成はそのための手段であり、成果は防衛分野に資するように明確にすべき」と指摘しています。そして「防衛省行政事業レビュー公開プロセス 取りまとめコメント」に有識者は「応募者の研究を防衛のニーズにマッチングさせるため、研究期間中も一定のコミュニケーションを取り、ニーズ側のインプットを十分なものにすべき」と記しています。

その配布資料として防衛省がつけた図も、この制度が装備品（兵器）開発の第一段階であることを明確に示しています。



発足後 10 年たち、しかも今年から防衛イノベーション科学技術研究所に所管が移った本制度は、研究所の目的である防衛力向上に迅速・効率的に

結びつける取り組みと関わり、今後、この制度による研究を装備化につなげる動きが一層強まると考えられます。

従来の委託事業はもとより、新たに導入された補助事業も、防衛装備庁が装備品開発のために必要とするテーマに合う研究をする以上本質的には同じです。

とりわけ、今、専守防衛からもはるかに逸脱した長距離の敵基地攻撃ミサイルや最新鋭戦闘機、レールガン、AIを組み込んだ無人兵器などの研究・開発を防衛装備庁は進めており、それに必要な技術開発のために民間の研究を取り込もうとしています。デュアルユース研究と言われますが、その狙いは民生技術の軍事利用です。そのため安全保障技術推進研究制度、橋渡し研究、経済安全保障重要技術育成プログラム（K Program）などに巨費を投じるのです。

その一方で、国立大学の運営費交付金、私学助成金、そして科学研究費はほとんど増えていません。そういう中で研究費が不足している深刻な現実は理解できますが、だからといって上述したような軍事研究に大学が加わってよいのでしょうか。梶田隆章東大教授（前学術会議会長）は2025年8月、「科学は宇宙の謎を解くことや地球環境問題等に重要な貢献をするが、原爆開発に物理学者は関わった。だから常に倫理性、人間性が問われていることを自覚すべきである。何のための、誰のための科学かが問われる」との趣旨の発言を今年8月にされています。研究者たるものは、戦争につながることをキッパリ断つべきではないでしょうか。

本制度に応募した研究者や大学が民生研究のためと考えているとしても、上述したように防衛装備庁は装備品(兵器)開発をめざしています。防衛のためには軍事研究が必要と考える見方もありますが、それは軍拡競争を引き起こし、緊張関係を激化させることになります。今日こそ、徹底した国際協調主義による平和外交が求められます。人類の福祉と平和、教育・研究を旨とする大学こそ、そのような立場に立つべきではないでしょうか。貴学はどのようにお考えでしょうか。

以下の質問にお答えいただき、貴学が同制度に応募された理由を明確にしてくださいますようお願いいたします。

私たちのHPをご覧いただければわかるとおり、私たちは多くの団体<sup>(注ii)</sup>と多くの研究者を含む市

民から構成されております。私たちの質問へのご回答は広くメディアを通じて公開する予定で、国民への説明責任を果たしていただくことになります。ぜひ私たちの質問に誠意をもってお答えくださいますようお願いいたします。

### 《質問》

1 日本学術会議は日本の科学者の代表機関として、1950年に「戦争を目的とする科学の研究には、今後、絶対に従わない」、1967年には「軍事目的のための科学的研究を行なわない声明」とする声明を発表し、2017年声明でもこの二つの声明を継承するとしています。貴学はこの三つの声明を尊重されますか。あるいはどのようにお考えになっていますか？

2 安全保障技術研究推進制度は、上述したように優れた民生技術を軍事に転用することを目的としています。また日本学術会議は2017年声明に付随する「報告 軍事的安全保障研究について」で、「軍事的安全保障研究に含まれるのは、ア)軍事利用を直接に研究目的とする研究、イ)研究資金の出所が軍事関連機関である研究、ウ)研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、等である」とし、「基礎研究であれば一律に軍事的安全保障研究にはあたらないわけではなく、軍事利用につなげることを目的とする基礎研究は軍事的安全保障研究の一環であると考えられる」としています。

私たちは研究資金の出所が防衛費であり、研究成果を軍事的に利用することを意図している以上、この制度による研究は軍事研究に他ならないと考えます。

貴学が“民生的研究”を意図していたとしても、この制度による研究は軍事研究ではないでしょうか。貴学はいかがお考えですか。もし軍事研究ではないとするのであればその理由をお示しください。

3 日本学術会議2017年声明は「防衛装備庁の『安全保障技術研究推進制度』では、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入が著しく、問題が多い」と記しています。しかし、この「政府による研究への介入が著しく、問題が多い」を打ち消すかのように、今年度の公募要領p.23には「アドバイザーが行う進捗管理

は、研究の円滑な実施の観点から、必要に応じ、研究計画や研究内容について調整、助言又は指導を行うものとしています。ただし、指導を行うときは、研究費の不正な使用及び不正な受給並びに研究活動における不正行為を未然に防止する必要があるとPDが認めた場合のみとしています。また、研究実施主体はあくまでも研究者であることを十分に尊重して行うこととしており、アドバイザーが、研究者の意思に反して研究計画を変更させることはありません」と記されています。

しかし指導は不正行為についてだけだとしても、助言は研究内容に及びます。前述したように、そこで「防衛のニーズにマッチングさせるため、ニーズ側のインプット」を行うのではないでしょか。そして資金を提供する側からの説得に応じた研究者との「合意」のうえで、研究計画を防衛装備品への応用に資するように変更されることもあるのではないでしょか。

2017年声明は「近年、再び学術と軍事が接近しつつある中、大学等の研究機関における軍事的安全保障研究が、学問の自由及び学術の健全な発展と緊張関係にある」という警戒心を持つことを大学に訴えています。

貴学は公募要領に書かれている文章に基づいて「研究の自由及び研究成果の公開」は100%制約を受けないとお考えでしょうか。あるいは何らかの危惧を感じているようでしたら、その内容や貴学としての対策をお示しください。

4 貴学は応募されるにあたって学内での倫理規定やガイドラインを整備されていますか。以前からあるもの、あるいは今回新たに作られたものなどをお示しください。

5 2017年声明は応募にあたって「その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきである」としています。今年度の応募に際してそのような審査をされましたか。審査された場合にはその構成員、審査内容、審査方法、審査結果などをお示しください。審査されなかった場合はその理由をお書きください。

6 貴学が民生のための基礎研究を意図されているとしても、将来その研究が軍事に利用される可能性は全くないとお考えでしょうか。もし少しでもその可能性があると思われる場合、貴学は研究が活用された装備品（兵器）がもたらす結果に対

しても責任が生じるとお考えでしょうか。あるいはどのように使われるかまでは関知しないし、考える必要もないとお考えでしょうか。貴学のお考えをお聞かせください。

7 大学は教育の場でもあり、安全保障技術研究推進制度は学生や大学院生にも影響を与えます。この応募について、事前・事後に、当該研究室に関わる学生・大学院生へも周知されたのでしょうか。お伺いします。

8 今回新たにタイプD（補助事業）が新設されました。補助金により実施するものですが、公募要領の内容や研究テーマなどは全く同じです。そういう面では委託事業と変わるものではないと思いますが、貴学はどのように考えて補助事業に応募されたのでしょうか。<sup>(注iii)</sup>

以上です。この質問は公開質問書として提出し、ご回答はメディアや広く市民に公表させていただきます。ご回答は1月31日までにお願いします。

注i 公開プロセスは「防衛省の一部の事業について、公開の場で外部の有識者が必要性、有効性及び効率性の観点から見直しの方向性等を提示する取組です」

[https://www.mod.go.jp/j/policy/hyouka/rev\\_suishin/index.html](https://www.mod.go.jp/j/policy/hyouka/rev_suishin/index.html)

令和5年度防衛省公開プロセスについては下記を。

[https://www.mod.go.jp/j/policy/hyouka/rev\\_suishin/r05/kokai\\_process.html](https://www.mod.go.jp/j/policy/hyouka/rev_suishin/r05/kokai_process.html)

注ii 軍学共同反対連絡会の参加団体

大学の軍事研究に反対する会 軍学共同反対アピール署名の会 「戦争と医の倫理」の検証を進める会 日本科学者会議（全国） 日本科学者会議平和問題研究委員会 日本科学者会議埼玉支部 日本科学者会議茨城支部 日本科学者会議滋賀支部 地学団体研究会 平和と民主主義のための研究団体連絡会議 高木学校 戦争と医学医療研究会 新医協（新日本医師協会） 草の根歯科研究会 日本私立大学教職員組合連合 東京私大教連 京滋私大教連 関西私大教連 東京地区大学教職員組合協議会（都大教） 新潟大学職員組合 東京一般労働組合東京音楽大学分会 日本平和委員会 日本民主法律家協会 民主教育研究所 九条科学者の会 九条科学者の会かながわ筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会 若葉九条の会 大学問題を考える市民と新潟大学教職員有志の会 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対する北海道の大学・高専関係者有志アピール運動をすすめる会 大学での軍事研究に反対する市民緊急行動 武器取引反対ネットワーク（NAJAT） 慶應義塾大学軍学共同問題研究会 表現の自由を市民の手に全国ネットワーク 参加研究者・市民 300名余

注iii 日大と北大は委託事業のみで質問8は除きました

# 【防衛省軍事研究】応募解禁決定についての 「信州大学への要望書」と 「県民、地球上の全ての市民の皆さんへの声明」

信州大学の本年11月「防衛装備庁・軍事研究推進制度への応募解禁決定」に付き、同大学に抜本的再検討を求めるとともに、科学者を含む県内外すべての市民の皆さんに、全国の大学が「世界の平和と人類の福祉を実現させるための研究・教育に従事すべきであり、軍事研究を大学に持ち込むべきではない」ことを推進するようお力添えよろしくお願ひいたします。

2025年12月26日 学術会議の政府からの独立貫徹を希求する信州市民の会

## 信州大学に抜本的再検討を求める要望書

貴学が防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」への教員の応募を本年11月に解禁したと伝えられる件について、本年10月17日に「軍事研究を大学に持ち込まないことに関する要望書」をお送りした立場から、以下の3つの理由で改めて慎重に再検討することを要望いたします。

第1に決定過程に関する疑念があります。報道によれば、解禁措置は、所定の手続を経たとはいえ、極めて短期間に決定されたものです。重大な方針変更を急に進めたこと自体、拙速との批判を免れません。報道によると、教員の間にすら「軍事的なものに応用される可能性があることのデメリットが検証されていない」（理系学部教員）、「意見を述べた者に議論の過程が伝わってこない」（文系教員）との声があると伝えられます。学生・院生らの意見を徴した形跡もありません。研究室として共同研究を進めることが多い理系学部では、学生・院生が自らの意志に反し、軍事研究に協力させられる恐れもあります。この議論に際しては、学生・院生の意見も汲む必要があるのではないかでしょうか。

第2に、解禁措置をとる条件として今回貴学で定められたという「軍事利用に限定される研究は行わない」旨の文言にも、重大な問題があります。これだと、軍事利用に限定されない研究ならば、応募を認め得るとも読みます。

しかし、まず、いかなる科学・技術にも将来的に軍民両面で利用される可能性があり（デュアルユース性）、そうであるからこそ、研究資金の出所と使途が問われるのです。現在アップされている「令和7年度安全保障技術研究推進制度公募要領説明資料 令和7年3月防衛装備庁」の30頁では、「極超音速技術・爆発反応や衝撃波・移動体の性能向上」など軍事目的であることが明白な「公募

研究テーマ」を掲げつつも、「基礎研究を対象としていることから、民生分野においても大いに発展が期待される研究テーマと認識している」と説明しています。まさに、デュアルユース性があることを、応募への呼び水としていることが明らかです。兵器調達を任務とする防衛装備庁の研究資金が、基礎研究ではあっても軍事利用に繋がっていく可能性ある研究のために使われることを公然と認めているのです。とんでもありません。一旦応募・採用されるや麻薬のようにやめられなくなってしまう。そうした研究資金を用いた研究を大学では行わないことを、大学における学術研究の軍事化を阻む見地から研究の軍事利用への第一の歯止めにしなければなりません。研究費の減少対策について言えば、報道である工学部教員は、「地元企業や自治体と協力して（その資金提供も受けて）進める研究も多くあり、地域とさらに連携を深めることで（この制度に頼らなくても）研究費を獲得できる」としています。市民が大歓迎する対抗策としてぜひ検討していただきたく存じます。

次に、では、軍事利用との接点が見当たらないような基礎研究については、同制度の対象に取り込めないのでしょうか。この点、上記「公募要領説明資料」によると、従来の同制度に対する批判を意識してか、従来の「防衛装備庁からの委託研究」という位置づけとは異なる「研究者による主体的な活動（研究）を支援する」「補助」制度を本年3月からの公募で創設する「制度改善」をしたといい、この「補助」も含めた同制度全体の趣旨について、「研究成果は、広く民生分野においても活用され、あるいは学術的な研究が深められ、さらに科学的・技術的に発展していくことを期待します」と述べるなど軍事研究色を極度に薄めて見せています。これは、軍事色が見えない研究とその研究者・所属大学をもこの制度に取りこみ、そのなか

で「防衛装備庁において将来における活用の可能性について検討します」との同説明資料どおりに実践することを意図していることを示しています。日本政府はこのようにしてまで日本を軍事国家完成の方向に推し進めているとしか考えられません。

したがって、この「制度改善」を単純・ナイーヴに受け止めて「軍事研究推進制度」ではなくなったと判断したり、意図的にこの「改善」を歓迎・便乗して軍事研究色「希薄化」を進めれば良いとして大学研究者側がこの制度への応募を解禁することは、上記国家戦略にあまりに無理解と言わざるを得ません。時期から見て、貴学の今回の決定がこのような「制度改善」に引き込まれた可能性を深く憂慮するものです。学術と産業それぞれの軍事化を促進しつつ戦時体制下の「産官学エコシステム（連携システム）」形成に向かうところに貴学が巻き込まれるのでなく、世界・日本の軍国化という政治トレンドの状況の大局把握のもとで、大学・市民総体になってこれに立ち向かっていくことこそが重要なことです（放っておけば、文科省・日本学術振興会管轄下の軍事研究が開始される日すら来ないとは限りらないのです）。

そして第3に問われるのは、貴学の大学としての責任です。貴学は既に2017年に「政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある」などの理由から同制度への学内者からの応募を認めないとの方針を決定しており、貴学がこれを覆すならば、これまで同制度への応募を認めて来なかつた全国の多数の大学が態度を変えることを誘発する恐れも否定できません。平和憲法を支持する大多数の県民に対し、長野県に立地する信州大学としての説明責任も問われます。

以上、心して再検討を開始することを切望いたします。そして、再検討にあたっては、貴学が長野県民と深く密接な関係を有している特性に鑑み、下記、「長野県民、全ての市民の皆さんへの声明」共々、この要望書を学生・院生・退職協力教員を含む全貴学構成員に配布していただくことを要請します。 以上

## 県民、地球上の全ての市民の皆さんへの声明

本会は信州大学に対し、上記のような要望書を提出いたしました。

信州大学は、問題となっている制度への応募前に、それぞれの研究が民生研究を加速する内容か否かなどの観点から審査する体制を設ける方向で調整していると報じられるなど、真摯な検討の跡

が見られるようあります。研究資金に枯渇を生じており研究を開始続行すること自体に多大な障害が発生しているという深刻な状況の下で尚且つ、このような努力がなされていることについて、その心情察するに余りあるものがあります。しかしながら、当会としては、以下の諸点を指摘しないわけにはまいりません。

防衛省の防衛装備庁から資金が出るということは、どのように言いつくろったとしても軍事装備、つまり兵器開発を意図したものであるということは否定できません。純粋に科学の発展に資するものならば、運営交付金・科学研究費と同様に日本学術振興会（国費が99%以上を占める国家的資金配分団体）から配分されるべきものでしょう。このことを、果たして十分理解して学内で議論されたのかどうか、まず、疑問を感じるところです。

学術会議が1949年の発足時に打ち立てた戦争のための科学に協力しないという原則からは大きく外れるのではないか、と考えます。今、防衛費を急増させてGDP比2%前倒し、さらに3.5%までを要求されるのではないか、またミサイル列島とも言われ全国にミサイル、弾薬庫の配置などが進んでいます。これらの動きに、平和を求める市民は不安を感じ、戦争になるのでは、との不安を強く感じているところです。このときに、大学がそういう動きに乗ってゆくことにはとても賛同できません。

当会が先月に27名で見学した「駒ヶ根市登戸研究所平和資料館」から学んだところによると、後に陸軍登戸研究所所長として、1944年11月からアメリカ本土めがけて約9000発飛ばして少なくとも約300発投下した爆弾・焼夷弾搭載水素ガス風船爆弾（直径10m、重量200kg）を開発から製造、投下までなした最高責任者篠田鎧は、その10年前の1934年に「繊維素『エステル』及其の塗料の研究」（645頁）と題する論文を公表しています。そこで論じているセルロースエステルの塗膜（ラッカーのようなもの）を風船和紙に施すことなくして、高度1万m、-60度～30度Cという寒暖差、200kgという重量、強い紫外線、2～3日間の長時間飛行などの風船爆弾の難条件を「克服」することは出来なかつたとのことです。研究をなした時点では軍事利用目的とは特定されていなくとも、後日、実際に、非戦闘員に対する攻撃に大いに利用された、しかも、細菌兵器まで搭載できる風船爆弾まで完成させていたのであり、ハーグ陸戦条約違反の紛れもない軍事利用で

あったのです。この実例や純粋な原子力の研究が原子爆弾に直結したという歴史の先例をみれば明らかなどおり、「デュアルユース」であるがゆえに学生ともども手を付けても問題ないなどとは到底いえないのでした。

しかも、防衛装備庁による現時点での制度説明では、軍事的色彩が見えない研究にすら資金を拠出するというものであり、そこまで防衛省予算を用いてまでもなお大学を軍事の方向に進めようとするのはなぜなのかについてまで目を見開いていく必要があると思われます。

研究資金の枯渇という点は、確かに喫緊の重要問題です。しかし、これは、信大が法人化した2004年度に文科省から信大に約170億円交付されていた運営交付金が、20年後の2024年度にはこの物価・人件費高騰の下で、23%、約4分の1も減額されて131億円となつたことなどによつてもたらされている問題です。全国の大学が戦争を否定する市民に呼び掛けて、国の戦争政策を変えさせていく方向で取り組むべきことではないでしょうか。ノーベル賞を受賞された二人の日本人科学者も、基礎研究への資金が不足していることを強く訴えられています。この勇気ある行動無くして、安易に研究費が足りないから、危うい資金にも手を出すということに賛同することは出来ないと率直に思います。

今回の応募解禁決定と学内関係者からの取材報道によって、私たち市民が、初めて信大の苦しい立場を知りえたところも少なくありません。「人殺し」である戦争に手を染めることなく、人類の平和と福祉の発展をめざす市民の声がより大きくなるよう、県内外の市民にも尽力をお願いするものであります。以上

学術会議の政府からの独立貫徹を希求する信州市民の会（信州市民の会）（21科学者を含む72会員）

#### ●賛同団体 70

エルクランの会・須崎港の軍港化に反対する会（高知県）・「自由と人権」・すわこ文化村・平和を考え行動する会・長野県商工団体連合会・NPO法人松代大本営平和祈念館・反核医師の会学生部会・東御市九条の会・新日本婦人の会上田支部・長野県高等学校教職員組合・長野山宣会・瑞穂9条の会・長野県私立学校教職員組合連合・長野県生活と健康を守る会連合会・長野反核医療者の会・長野県労働組合連合会・全日本年金者組合・長野県本部・新婦人ながの・ピースアクションうえだ・長野県教育文化会議・松本協立病院・憲法9条を守り発展させる横田・元町の会・平和の種をまく会・「原発止めよう！九電本店前ひろば」・日本国民救援会諏訪地方

支部・希望-長野ネット・信州と沖縄を結ぶ会・長野県革新懇・長野県憲法会議・東海大学付属諏訪高等学校教職員組合・ノーモア沖縄戦・えひめの会・長野県アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会・長野県母親大会連絡会・日本国民救援会松本支部・松本生活と健康を守る会・年金者組合松筑支部女性部・安曇野母親大会連絡会・沖縄と辰野をむすぶ会・JMITU長野地方本部・JMITU上小地域支部・飯山市9条の会・長野県教職員組合長水支部・上田市の教育を考える会・全日本年金者組合諏訪支部・長野県民主医療機関連合会・長野県医療労働組合連合会・長水母親大会実行委員会・松本強制労働調査団・長野空襲を語り継ぐ会・新日本婦人の会長野支部・御代田9条の会・上田西高等学校教職員組合・武器よさらばの集い実行委員会・上伊那医療生活協同組合・筑北母親連絡会・上伊那退職教職員の会・軽井沢9条の会・筑北母親大会連絡会・上小地区労働組合連合・憲法9条を守る長野県連絡会・原水爆禁止上伊那地区協議会・安茂里・憲法9条を守る会・川中島9条の会・憲法9条を守る篠ノ井の会・憲法9条を守る原村民の会・憲法9条を守る篠ノ井9条の会・長野地区労働組合総連合・信州の若者がつむぐ平和創造フォーラム

●賛同個人略 合計480名、うち大学関係44名

#### 【軍学共同反対連絡会事務局より】

信濃毎日新聞は12月にこの問題を度々取り上げた。それによれば、2017年に信大は装備庁制度への応募を認めないとの方針を決定していたが、今秋、執行部は、制度を利用すれば「抜本的に充実した形で基礎研究が出来る」とし、「科学技術には軍民両面で利用可能なデュアルユース性がある」という認識を基本に、「軍事利用に限定される研究は行わない」、「応募前に民生研究を加速する内容かどうかなどの観点から審査する体制を設ける」として教員に応募解禁方針について意見を求めたという。そして寄せられた意見をもとに各学部の委員による「研究委員会」で議論し、11月19日に信州大学「教育研究評議会」（学長・全学部長ら40人）で応募解禁方針を承認した。

「もっと慎重な議論が必要」という意見も出たが、「応募を待っている教員がおり待てない」と執行部は発言したと報じられている。新聞社のインタビューに答えた多くの教員の意見も報じられている。その中には、「防衛施設の制度であっても人を攻撃しないと明言し、人を守る研究に専念すれば良い」「地方大は国や民間企業からの予算獲得競争に勝ち抜けず危機感がある」「軍事に関わることの深刻さを真剣に検討したとは思えない」「研究が非道徳なものに応用された場合はどうするのか。研究者の責任も問われる」などの意見もあった。信濃毎日新聞の下記の社説も参照  
<https://www.shinmai.co.jp/news/article/gf01d4vuusarsv1n6t30itpg>

軍学共同反対連絡会も声明賛同を幹事会で決定。今後信州市民の会と連携し取り組んでいく。

# スパイ防止法推進の動きに反撃を！

井原 聰（東北大学名誉教授）

## はじめに

この（2025年）7月14日松山市内で、「（公務員を対象に）極端な思想の人たちは辞めてもらわないといけない。これを洗い出すのがスパイ防止法です」という思想の自由、内心の自由、基本的人権を侵害する暴言が公党の、しかもスパイ防止法案を国会に提出した代表者によって語られていた、という<sup>注1)</sup>。

また、スパイ防止法を推進しようとする自民・維新・国民・参政・保守の与野党グループ（以下、与野党 G）は口をそろえて、スパイ防止法は、国家の安全保障に重要な情報の漏洩を防止し、外国その他の勢力による我が国の独立及び国民の安全に対する危険を未然に防止し、技術・産業・外交・防衛等の基幹的利益を保護し、もって国民の安全と国家の存立を確保することができる、という。そのうえで、「先進国でスパイ防止法がないのは日本だけ」「諸外国は普通にやっている。日本が異常だ」「国際標準に合わせないと国際協力ができない」「日本はスパイ天国」と「合唱」する<sup>注2)</sup>。

与野党 G の衆議院議席数は 263/465 で過半数 233 議席を越え、参議院でも 161/248 で過半数 129 議席を超えており、議会制民主主義を破壊するいつもの強行採決の危険性がないわけではない。法案が出そろっていないからか、一部を除いてメディアも取り上げ方が低調であったが 12 月に入ってやや取り上げ方が増えた。最も法文がまとまるためには与野党 G 内での調整もかなりかかるだろう。しかし、高市首相の意気込みから 2026 年の通常国会での成立の見通しがないわけではない。審議が始まれば反対の声を上げないとまがないと見える。国会での 30 数議席程度の差なので、立憲民主党が動搖しなければ、反撃し、押し返すことも可能かもしれない。

そのためにも、提出されるであろうスパイ防止法案関連の特徴、問題点を予測し、明らかにしなければならない。筆者は法学者ではないが、この間、衆議院内閣経済合同委員会で「経済安全保障推進法案」に反対する陳述を、また参議院内閣経済合同委員会では「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」（経済秘密保護法案）に

反対する陳述を行いその後を見守ってきたかわりで、経済安保を語らって日米一体となった軍事同盟推進の日本側の総仕上げともいえるスパイ防止法の成り行きを憂慮してきたので、今なぜ、かつて廃案になったスパイ防止法案のようなものが登場するのかを考えたい。

## 1.かつてのスパイ防止法案に触れて

戦前、治安維持法（1925）、改正軍機保護法（1937）、軍用資源秘密保護法（1939）、国防保安法（1941）などで思想の自由、学問の自由、表現の自由、出版の自由、報道の自由などが奪われ、侵略戦争に国民を駆り立てた歴史を忘れてはならない。機密情報、技術の流出の防衛などは現行法の刑法をはじめ国家公務員法（1947）、外為法（1949）、入管法（1951）、自衛隊法（1954）、日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法（MSA 協定, 1954）、不正競争防止法（1993）、特定秘密保護法（2013）、共謀罪（改正組織的犯罪処罰法第 6 条の 2 「テロ等準備罪」）（2017）、GSOMIA（軍事情報包括保護協定（2019）、重要経済安保情報保護活用法（2023）などで十分対応できると考える（もっとも筆者は特定秘密保護法や共謀罪法、重要経済安保情報保護活用法などは廃案にすべきと考えているが）。政府は山本太郎議員の質問主意書に応えて「『各国の諜報活動が非常にしやすいスパイ天国であり、スパイ活動は事実上野放しで抑止力が全くない国家である』とは考えていない。」<sup>注3)</sup>といっている。

ところで 1985 年に出されたスパイ防止法案については当時多くの批判的見解が示された。代表的なものに日弁連の声明がある<sup>注4)</sup>。この声明では「国家秘密」の定義が曖昧、広範で恣意的運用が可能、死刑・無期懲役など重罰で処罰対象が広い、基本的人権・民主主義原則との抵触、言論・学問・取材の自由を脅かす恐れが厳しく指摘され、戦前の秘密保護法制との関連と懸念などが指摘された。今回登場している与野党 G の一部の案文にも、この指摘はズバリ当てはまっている。

## 2.先進国のスパイ防止法に問題はないのか？

「ないのは日本だけだ」とする与野党 G に、同じ言葉を返したい。民主主義を抑圧する制度に対する

表1 米英独仏各国のスパイ防止関連法等の特徴、問題点、監査・監察制度について

国名	スパイ防止法等関連法律	制度・組織等	監査・監視関連法	監査・監察制度
米国	・かつてスパイ防止法(1917) ・国家安全保障法(1947) ・経済スパイ法(1996) ・愛國者法(2001) ・営業秘密保護法(2016)	・CIA ・FBI ・NSC 国家安全保障会議など	・外国情報監視法 ・USA自由法 ・大統領令14086号 ・公益目的の内部告発も处罚対象	・FISC裁判所 ・議会情報委員会 ・監察官制度 ・プライバシー及び市民的自由監視委員会(PCLOB):により強力な監視が行われるが透明性を欠くことも
英国	・保安局法(1989) ・諜報活動法(1994) ・検査権限法(2016) ・国家安全保障法(2023)	・M15 軍事情報部第5課 ・M16 秘密情報部 ・GCHQ 政府通信本部 ・DI 国防情報局 ・JIC(合同情報委員会)など	・ダブル・ロック制度 ・公益目的の内部告発も处罚対象	・検査権限規制法(2000) ・監視権限が行政と司法から監視される ・関連する令状制度・監視制度を包括的に整備
独国	・刑法§94~ ・連邦情報庁法(BND法)1990 2016大幅改正 ・ドイツ連邦データ保護法(BDSG): ・G10(2001)基本法10条	・連邦憲法擁護庁 ・連邦情報局 ・事務保安局 など	・ダブル・ロック制度 ・国外通信の大規模収集による恣意的運用や通信の機密性侵害 ・報道の自由への影響を懸念	・議会監視委員会 ・独立監視評議会 ・ドイツ連邦憲法裁判所は連邦情報局のグローバルで大規模な監視の実行を違憲とした ・G10審査会、データ保護監督官が強力に監視
仏国	・フランス諜報法(2015) ・外国エージェント登録法(Loi n° 2023-1358) ・軍事計画法(LPM 2024-2030)(2023)	・DGSE(対外治安総局) ・DGSI(国内治安総局) ・DRM(軍事情報局) ・DNRED(関税情報調査局)など	テロ対策名目で通信の過剰傍受が批判 ブラックボックスと通称される方法によるデータ収集	情報技術管理国家委員会(CNCTR)と憲法評議会による厳しい監視、国家情報自由委員会(市民の権利と自由を守るために十分保障がないと情報活動法に強い反対意見の表明)
日本	—	—	—	与野党Gが検討中の案の中には独立監視機関がなく、国会・司法の監視も限定的

る対抗措置関連の提起が「ないのは日本だけだ」と。表1に米英独仏のスパイ防止法と対抗措置についておおざっぱにまとめてみた<sup>注5)</sup>。

アメリカはスパイ問題では話題がつきないが、「秘密の定義」が広く問題が多いとされる。また公益目的通報にも罰則があり、通信の秘密、言論・報道の自由の侵害が多く、加えて司法監視の弱さなどが長い間、問題とされつづけ、そのために対抗措置としての監査・監察も強化されてきたという。冒頭の「掛け声」の中には、この対抗措置としての監査・監察システムが全く抜け落ちている。米国では抑圧的な制限に対してFISA(外国情報監視法; 1978年成立)が外国の情報機関やスパイの活動を監視する手続きを定めている。そしてFISC裁判所は抑圧的となる監視や傍受の許可を検討するための特別裁判所となっているが、その裁判所ですら、通信の秘密、市民のプライバシー・自由の侵害、透明性など問題が多いとされているという。

イギリスの国家機密保護法・防諜法では内部告発の正当化が認められにくくされ、検査権限法2016が「秘密の通信傍受・監視・調査権」の使用を、独立して監督・承認するものとなっており、民主主義を抑圧する対抗措置として設置されている。

加えて検査権限規制法は「諜報機関・監視権限」の濫用を防ぎ、民主主義・法の支配を守るために制度となっている。しかし公益通報が处罚の対象となっており問題も大きいとされる。

ドイツの刑法§94は、国家の「対外安全保障」を害する「国家秘密の漏洩・不正伝達」の处罚条項で、G10通信秘密制限法を根拠とするG10審査会は情報機関による通信の秘密の制限措置(傍受・監視活動など)の必要性と合法性を審査・決定する独立した監視機関となっているが、透明性に問題があり、通信の秘密、言論・報道の自由の侵害が長らく問題となっているという。

フランスの諜報法(2015)は「諜報・国家安全保障/スパイ防止・秘密保護」関連の制度であり、CNCTR(情報収集技術に関する国家監督委員会)と憲法評議会による厳しい監視が行われているが、CNIL(情報処理および自由に関する全国委員会)は市民の権利と自由を守るために十分保障がないと情報活動法に強い反対意見を表明したという。CNCT(情報技術管理国家委員会)は情報機関による監視技術の使用が個人の自由を尊重しつつ適切に行われているかを監督する、フランスの独立した行政機関となっているが過剰監視が問題になつ

ているといわれる。

米英独仏いずれの国もスパイ関連の法律による抑圧的措置に対して、対抗措置と制度がビルトインされているが、民主主義をまもる制度や組織になっているのか否かが現在も問題とされているといつてよい。

与野党 G は「スパイ先進国」のどこの国でもその運用に大きな問題を長く抱えてきていることは目をつぶり防諜・諜報法のみの検討でこれらの国その後を追おうとしている。

### 3. 与野党 G 及び自民・維新合意書のスパイ防止法案等について

そこで与野党 G が提出している「スパイ防止法」関連法案や各党のスタンスの主な特徴を表 2 にまとめてみた。さらに自民党・維新の党連携による政策合意したインテリジェンス政策を表 3 にまとめた。

与野党 G に共通する大きな特徴は上に述べたように、民主主義を抑圧するスパイ防止制度の提案にもかかわらず、民主主義を保証する措置として先進各国が取り入れてきた制度や組織を全く考慮していないことである。なかには人権や報道の自由を尊重するという表現があるが、その実現を担保する仕組みは欠けていて、多少踏み込んだものでも国会の情報監視審査会に触れる程度で、政治権力の暴走を止める仕掛けがなくきわめて危険な法案といえる。

スパイ防止にあたって設置すべき組織として「国家情報局」と「国家情報局長」を創設し、「国

家安全保障局」「国家安全保障局長」と同格とする「インテリジェンス部門」の圧倒的強化も、いま一つの大きな特徴といえる。

またどれもが防諜制度の確立 (FBI 型) を念頭に置いているが、仮想身分（他人に成りますことを合法化すること）による情報収集を可能とする法改正や対外情報庁創設のように CIA 型の諜報活動をも射程に入れていることに警戒しなければならない。欧米の「軍事国家」と肩を並べようとしてこの分野からも憲法改正を不可欠としている。

国民民主党のインテリジェンスに係る体制の整備、参政党の外国勢力の支持を受けた者の届け出義務及び報告義務も自民党・維新の党連立の合意内容と調整が可能で与野党 G の調整も案外早く進むかもしれない。参政党のあげている「特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部を改正する法律案」では罰則の強化がうたわれているが、この点ではかつてこの法律に賛成した立憲民主党が動搖する可能性も考えられる。

外国勢力による活動への罰則強化や対象者にはセキュリティ・クリアランス（以下、SC と略す。関係者の家族、職場の同僚、友人までが調査対象）の義務化を強制し、その監視を強化する。維新の党の省庁横断的情報要員の養成機関（戦前の中野学校を髪髪とさせる！）の設置、参政党の情報リテラシーの強化により、市民を監視下に置く体制と翼賛会的市民の育成が危惧される。

表3の自民党・維新の党の合意書によれば2027年度までに段階的にシステムを作り上げていく

表2 「スパイ防止法」をめぐる各党の提出法案、主な動き、特徴など

項目	法案提出もしくは準備状況	法案名もしくは主な特徴	事前届出	適性評価	教育的側面
自民	「「治安力」の強化に関する提言～安全・安心な日本を取り戻すために～」	■偽情報等の収集・分析・集約や偽情報等に対する対外発信等の対策を強化政策決定を支える情報収集・分析能力の強化 ■諸外国と同水準のスパイ防止法の導入に向けた検討 ■仮想身分による情報収集		すでに導入	
維新	■外国代理人登録法	■内閣情報調査室を「国家情報局」に格上げ ■内閣情報官を「国家情報局長」へ格上げ ■軍事情報部長は自衛官 ■独立した対外情報庁の創設	あり		省庁横断的な情報要員養成機関
国民	■インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案（インテリジェンス態勢整備推進法案）	■インテリジェンス態勢整備推進本部を設置す	外国による不当な影響力の行使の防止のための措置等	インテリジェンスに係る職務に従事する者等の安全及び適切な処遇の確保	国民の理解の増進及び信頼の向上
参政	■防諜施策推進法案 ■特定秘密の保護に関する法律及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律の一部を改正する法律案		外国勢力の指示を受けた者の届出義務および報告義務	公益目的の漏洩も原則違法 報道の自由への萎縮効果あり	情報リテラシーの強化（広報・教育）

表3 自由民主党・日本維新の会連立合意書（2025年10月20日）

## （五、インテリジェンス政策）

2025年検討開始	○インテリジェンス・スパイ防止関連法制（基本法、外国人代理人登録法及びロビー活動公開法等）
2026年通常国会	○内閣情報調査室・内閣情報官格上げ→「国家情報局」「国家情報局長」創設＝国家安全保障局、国家安全保障局長と同格 ○「内閣情報会議」（閣議決定事項）→「国家情報会議」創設
2027年までに	○対外情報庁（仮称）創設 ○情報要員（インテリジェンス・オフィサー）養成機関創設

ことが合意されているので、これに乗れる他の与野党Gは来年の通常国会で合意の手を打つことになるかもしれない。

#### 4. スパイ防止法と研究者・技術者

スパイ防止法関連の法案が成立するとまっさきにその網にかけられるのが、国家公務員はもとより、先端科学・技術分野の研究者達、基幹インフラ事業者、サプライチェーンの事業者である。

##### 1) 安全保障技術推進制度と K Program にかけられる SC と守秘義務と監視の目

安全保障技術研究推進制度（以下推進制度と略）（約100億円前後）の目的が装備開発（兵器開発）にあることが明らかにもかかわらず、先進分野の研究者たちの応募が減少するどころか増加している。基礎研究だから、いや民生用研究だから、いやデュアルだからと種々の言い訳を考えて応募し、これを認める大学当局が増え始めている。

また競争的研究費の配分機関でもある新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）と科学技術振興機構（JST）が各2500億円計5000億円もの基金を用意して公募するK Programでは、防衛省とはことなり応募に敷居がない。しかし、このK Programも装備開発（兵器開発）に誘導する仕掛けになっている。というのも、先日（6月13日）設置が決まった「重要技術戦略研究所（仮称）」－シンクタンク機能の創設で、「（科学・技術分野の）脅威の動向の監視・観測・予測・分析、国内外の研究開発動向把握<sup>注6)</sup>」というまるで諜報機関のような研究所が内閣府に設置され、先端分野で優位性を確保するための研究課題K Programの研究課題としてJSTとNEDOに提起し、装備開発につなげるというのである<sup>注7)</sup>。

この二つの競争的研究費が装備開発（兵器開発）にねらいがあることを実際に示しておく。

各省庁が年度ごとに作成する行政レビュー

トがある。まだ2023年度版までしか公表されていないが、各省庁の事業がどのように進展しているのかをレビューするものである。推進制度についてみると2020年度の総合評価に「防衛分野での将来の研究開発に資する基礎研究の発掘・育成により優れた先進技術を効果的・効率的に防衛省の研究に応用することは、技術的優越確保のために重

要」であるという。2023年度の外部有識者所見では「学術・産業分野への波及効果を想定した研究テーマを選定し、さらに応募者の研究を防衛のニーズにマッチングさせるため、研究期間中も一定のコミュニケーションをとり、ニーズ側のインプットを十分なものにすべき」とある。研究には防衛省の介入は一切ないとは表むきだけのことなのであるか。

次はK ProgramだがNEDOの募集要項に「高感度小型多波長赤外線センサ技術の開発」6年間で50億円という課題であるが「その熱源探知能力から弾道ミサイルや高速飛翔体の発射検知及び追尾、また暗視センサとして安全保障用途で使用することができます」とある。またJSTの課題「無人機技術を用いた効率的かつ機動的な自律型無人探査機（AUV）による海洋観測・調査システムの構築」（5年間80億円）では「海洋における脅威・リスクをはじめとする海洋状況の早期把握が肝要である」と述べている。

以上からもわかるように推進制度とK Programは軍事研究が狙いであり、SCがしっかり守られているかをスパイ防止法の防諜システムによって監視し得る仕組みが必要だというのである。

##### 2) 研究者・技術者等の監視

経済安保推進法、経済秘密保護法では特定秘密として先端の特定重要技術20分野の科学・技術指定がしきりに話題となった。次ページの図を参照（「読売新聞」電子版、2022/07/18 05:00）。

この分野で特定技術に選定されれば、研究成果、ソフト、プログラム、磁気記録、書画、設計図、研究データ、その他物的対象、研究開発環境施設・設備の各種届け出と守秘義務のみならず、人的対象（研究者・共同研究者・助手・技師・学生・事務員等）の口をも封じなければならない。研究施設も

### ◆特定重要技術の選定に向け、調査研究を進める20分野

輸送・移動	極超音速、輸送
コンピューター	人工知能・機械学習、先端コンピューティング、マイクロプロセッサー・半導体、量子情報科学
人体	医療・公衆衛生(ゲノム学含む)、脳コンピューター・インターフェース
領域	宇宙関連、海洋関連
工学・素材	バイオ、先端エンジニアリング・製造、ロボット、先端材料科学
ネットワーク	先端監視・測位・センサー、データ科学・分析・蓄積・運用、高度情報通信・ネットワーク、サイバーセキュリティー
エネルギー	先端エネルギー・蓄エネルギー、化学・生物・放射性物質及び核

対象となり大学・研究機関への監視が強化され、外国人共同研究者の事前届出などが進行し、学会発表の萎縮が始まると考えられる。

これを可能にし、実行たらしめるのがスパイ防止法による監視なのである。もっとも仮にスパイ防止法が成立するようなことがあっても監視する人材や設備が直ちに揃うわけではない。とりわけ予算措置、人材投入がどこまで出来るのかこれも国会論戦の一つもあるが、先端分野の研究者の監視が先行するものと考える。

## 5. 基幹インフラ事業者・特定重要物質を扱うサプライチェーン業者の監視

基幹インフラ事業者の数は電気(49社以下同じ)、ガス(25)、石油(18)、水道(23)、鉄道(5)、貨物自動車運送(5)、外航海運(3)、港湾運送(32)、航空(2)、空港(6)、電気通信(10)、放送(6)、郵便(1)、金融(64)、クレジット(9)の15業種、258社(2025年12月12日現在)であるが、この事業者が運用している重要電子計算機が厳しい監視対象となり、届け出が必要となる。機器装置類、プログラム、ソフト類の届出が義務付けられ、変更のたびに変更届が必要となる。時には企業秘密にかかわる内容の開示が求められるかもしれない。企業によっては重要電子計算機の設置は多様であり、258か所とは限らない。このような調査が各省庁によって実施され始めている。この業務に関わる担当者はSCの取得が義務付けられる。

特定重要物資を扱うサプライチェーン業者も政府の各種届出と必要に応じてSC取得が義務化されるものと考えられる、一方、特定重要物資を扱う研究者にも網がかけられる。対象物質種は膨大である。抗菌性物質製剤、肥料、永久磁石、工作機

械・産業用ロボット、航空機の部品、鉱物資源など13種で、鉱物資源にあっては実に35種類の鉱物が現在のところ指定されている。これらを取り扱う事業者が届け出の対象となりSC取得や国際協調主義による商取引の慣例、経営秘密を破ることが強制される恐れが大きい。

これだけ膨大な事業者に秘密を守らせるにはSCだけではなく防諜体制が必要なのである。自由貿易主義、国際協調主義による平和的取引を破棄すれば緊張関係が生まれ防諜・諜報せざるを得なくなる。そういう道に高市政権は踏み込もうとしている。

### おわりに

詳細な営業秘密、研究秘密、技術秘密、重要電子計算機、プログラム、ソフト類、SCによる人的情報等の吸い上げとそのデータの一極集中による情報支配に対抗する強力な組織や制度の検討なしに、政権に抑圧的権限を明け渡す危険を深く理解しておかなければなるまい。それこそ冒頭に述べた欧米の問題事例をしつかり教訓とすべきである。詳細はふれなかつたが、情報集中による目的外使用の危険、情報の散逸、漏洩リスクの増大など防諜制度(例えは米国のFBI)を持つ国でさえ発生している。

「戦争をする国」の制度として作られた諜報制度は、声を大にしてその危険性を強調しておきたい。

いうまでもなくこの制度は一朝一夕にできあがるわけではないが、走りだしたら止まらない制度作りで、小さく生んで大きく育てる典型的の制度といえる。まずは多くの対象組織(企業、大学、研究所等)の情報提供に係る業務増大と業務の非効率化、SC取得義務による人事の流れの目詰まり、国際交流・情報交換・連携の停滞、情報秘匿による発表の自由の萎縮、特許非公開による技術発展の阻害、やがて経済活動の停滞が起きるものと危惧する。政府が知られたくないとする情報が恣意的に秘匿され、市民の知る権利が奪われ、戦前に回帰するこの法律の成立を許してはならない。

軍学共同反対連絡会としても反対声明や反対の行動に出ようではありませんか。

注1)「毎日新聞」7月17日

<https://mainichi.jp/articles/20250717/k00/00m/010/308000c>

注2)スパイ防止推進の専用HP参照

[Spyboshi https://www.spyboshi.jp/booklet-05/](https://www.spyboshi.jp/booklet-05/)

注3) 第218回国会(臨時会)答弁書、内閣参考 二一八第八号、令和七年八月十五日。

注4) 「国家機密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」に反対する決議、日弁連、1985。

注5) 筆者は法律の専門家ではないので、openAIや各国の Wikipediaなどを利用し、以下のような資料・文献を参考に大枠を示した。誤りがあればご指摘をいただきたい。  
 ① Freedom of the Press Foundation [https://freedom.press/issues/three-press-freedom-threats-during-trump-2020?utm\\_source=chatgpt.com](https://freedom.press/issues/three-press-freedom-threats-during-trump-2020?utm_source=chatgpt.com).  
 ② 鈴木滋「米国自由法—米国における通信監視活動と人権への配慮—」2016. ほか国会図書館の各国の調査報告等を参照。  
 ③ 'The Foreign Intelligence Surveillance Intelligence

Surveillance Act and The Separation of Powers' ,Scott A. Boykin,(2015). ④ FISA : Foreign Intelligence Surveillance Act (外国情報監視法) 監視や傍受の許可を検討するための特別裁判所. しかし通信の秘密、市民のプライバシー・自由の侵害、透明性など問題が多いとされる. ⑤ 山岡規雄「サイバーセキュリティを理由として通信の秘密を制限する法律の一部規定を違憲とする決定」2025. ⑥ ドイツ [https://freiheitsrechte.org/en/bnd-gesetz-2?utm\\_source=chatgpt.com](https://freiheitsrechte.org/en/bnd-gesetz-2?utm_source=chatgpt.com). ⑦ 豊田透「フランスにおける国の情報監視活動を規定する法律」2017.6.

注6) 軍学共同反対連絡会ニュース No.106 参照.  
 注7) 同上.

## 日本科学者会議東京科学シンポジウム 2025 分科会12「軍学共同の現段階と対抗運動の課題」報告

多羅尾 光徳

日本科学者会議東京支部が隔年で開催する学術集会・東京科学シンポジウム（12月6・7日中央大学多摩校舎）にて上記分科会が開かれ、本連絡会会員である井原聰氏（東北大学名誉教授、物理学・科学技術史）と河村豊氏（国立東京工業高専名誉教授、科学技術史）が報告されました。

### 井原報告「学術研究体制を変質させる忍び寄る軍事研究体制 一先端科学・技術分野を囲い込む戦時立法スパイ防止法案の危険に触れてー」

着々と進みつつある軍事研究体制の現在の到達点が詳細に報告されました。安全保障技術研究推進制度をはじめ、安全保障特別重要技術育成プログラム（Kプログラム）、防衛省に新設された防衛イノベーション科学技術研究所、経済安保政策を担うシンクタンク・重要技術戦略研究所（仮称）などの、科学者を軍事研究に囲い込むためのさまざまな仕掛けが着々と構築されています。これらの動きに対して大学・研究者たちは研究費ほしさにあれこれと理屈らしきものをつけて無防備に関わりを深めています。例えば、安全保障技術研究推進制度への大学からの応募はこの数年で急増しています。また、重要技術戦略研究所（仮称）には、東京科学大学と北海道大学が設立・管理運営を担うことが、12月5日に内閣府より発表されました。加えて、スパイ防止法を制定する動きがにわかに活発となっています。この法律が制定されれば、本人は軍事研究に関わっていないつもりでも、先端研究を担う科学者は調査・監視の対象とされ、秘密情報を漏らしたとみなされれば処罰されます。

科学者たちはいらぬ忖度をするようになり、科学の発展に不可欠である情報の交換や研究成果の公表にも自ら制限をかけるようになるでしょう。井原氏の報告を聞いて、軍事研究推進政策の進行と国民監視体制の強化は、情報の自由な交換、活発な議論、軍事研究への忌避といった、日本の科学者たちが築いてきた研究文化を変質させ、さい疑惑心・排他意識・秘密・軍事がばっこする寒々とした世界にするかもしれないという恐怖を抱きました。

### 河村報告「デジタル軍産複合体の動向 一デュアルユース技術という軍事研究が拡大する背景ー」

デジタル軍産複合体という、絶妙なネーミングにひざを打つ言葉を切り口に論が展開されました。民生技術、とりわけドローンやAIなどの最新デジタル技術が軍事技術に現在どのように利用されているか、そしてその下で軍産複合体の再編が新興・巨大情報企業を巻き込んで起こっていること、さらにこれら企業の役員が米軍や諜報機関の幹部となっていることなどが紹介されました。そして、最新情報技術が軍事利用されることにより、軍事技術の開発競争が加速することや先制攻撃を容易にする危険性が高まっていること、しかもこの動きに日本も巻き込まれ、多くの民生技術が規制の対象となり、研究・開発にも影響が生じる可能性のあることが指摘されました。河村氏は、「デュアルユース技術は軍事研究・兵器研究開発ではないのだから問題ないと考えている若手研究者・学生に、軍事研究の問題点をどのように伝えるか」という問題意識から、デジタル軍産複合体をキーワ

ードに、現在の軍事技術・研究が非軍事分野の研究を取り込む必然性が高まっていることを明らかにしようとされています。今後の研究の進展が期待されます。

井原氏・河村氏のお話は、軍学共同反対運動を今後も取り組んでいくにあたってたいへん有益な内容でした。そればかりでなく、研究者倫理を考えるうえでも貴重なお話であったと思います。私のような大学教員は、ハラスメント対策や安全・防災などの研修のほか、研究倫理研修を毎年、受講します。しかし、研究倫理といつてもその内容は、「データの改ざんをするな」とか、「研究費の不正利用をするな」といった、正解が存在する低レベル・技術的なことがらにとどまっています。も

はやそのような研究倫理教育だけでは不十分であると考えます。自分の研究成果が現実の社会・政治・経済の文脈の中でどのように利用されうるか、人権・正義・倫理に照らしてどのように評価されうるか、それらを踏まえてなぜその研究を行うのかという科学者としての自分自身のレゾンデートルを問い合わせ、他人と議論をしあって考えを深める、そのような新しい研究者倫理教育が求められていると思います。当然、これには正解が存在しません。しかし、正解が存在するかどうかかもわからぬが、問うべきことを問い合わせ続けるのが科学者です。今回のお2人のお話は、私たち科学者が「自分たちは何のために研究を行うのか」を問い合わせ直し、議論をしあうための格好の材料になると思いました。

## 「軍事研究を考える愛媛の会」結成！

小松正幸元愛媛大学学長、倉澤生雄松山大学教授、村田武九州大学名誉教授らの呼び掛けで設立され、11月29日に松山市で設立講演会が開催された。会員は愛媛大学及び松山大学教員、退職教職員、一般市民など25名。軍学共同反対連絡会と共同して行動されます。（詳報次号）

### 【紹介】広渡清吾東京大学名誉教授（元日本学術会議会長）「法と民主主義」12月号所収の論稿

### 「日本学術会議は科学者の社会的責任を可視化する科学者組織である 特殊法人化によってその志を奪えるわけではない」

日本学術会議法人化法が成立して半年。広渡氏は、これは総理の監督下に学術会議を置く学術会議管理法であるとする。だが懸念された移行期については、次期会員候補及び会長職務代行者の指名権を、石破首相（当時）が光石現会長に委任したこと、介入に一定の歯止めがかかった。氏は「法案反対の市民と科学者の声が作用したともいえる」と記している。選考委員会に現会員は2名のみだが、実質的に選考する専門委員に現会員が入り作業が始まる。また連携会員制や学術会議憲章を考える学術会議内の分科会の議論も進んでいる。

現学術会議法（1948年法）は自主的、自律的運営を保障するものであり、「可能体」が設立されたと広渡はとらえる。それは活動を通して実体化していくものである。今後、法制上は組織としての学術会議が総理大臣の監督に服するとしても、日本の科学者を代表する科学者組織としての学術会議の自己理解、その志は会員によって担われねばならない。学術会議は「科学者の社会的責任を可視化する科学者組織である」と広渡は考える。

2025年法は、学術は社会・国民に役立つものと

する考え方である。だが科学者の社会的責任とは真理を追求し人類社会に貢献することであり、科学が人類社会に悲惨をもたらしうるという認識に基づき、人類社会に責任を持つという自己規律が欠かせないと氏は考える。市民社会は科学者の社会的責任の自律的履行を求める、国家に対して学問の自由を主張し、擁護する。軍事化を一層進める高市政権の下で予断は許さないが、民主主義社会における科学と政治の適切な関係を作り出す努力を続けねばならないと締め括っている。

以上は5ページの論考のごく一部に過ぎない。ぜひ本文を読んでほしい。 （小寺隆幸）

1月10日19時から20時45分まで、オンラインで氏の講演を聞くことができる。

### 北海道の大学・高専関係者有志アピールの会（HUAG）主催第45回学習会

### 広渡清吾講演「日本学術会議と科学者の社会的責任」

無料 参加申し込みは1月7日までにQRコードまたは下記へ

<https://forms.gle/nUvnTEFLMm1kefZ6>



